

**報告資料 2**

説明者	後 藤 計	役員会議題等 資料提出日	平成 23 年 9 月 5 日
役 職	新スキーム改善特別委員長	常務理事会 (審議・協議・報告)	平成 23 年 9 月 6 日
資 料	[ (有) (1 点) • 無 ]	理 事 会 (議題・報告)	平成 23 年 9 月 21 日
事 項	<p>・新スキーム改善の進め方について</p>		
内 容 ・ そ の 他	<p>「情報の安全管理の徹底」と「閲覧制度の透明性の確保」の改善について、先ず協会が自主的に取組む。優先的に取組む事項は添付資料のとおり。国との協議は「自主的取組」の目途が付いた段階から行う。ただし、資料は参考として添付したもの。内容は、新スキーム改善特別委員会全体会議などの手順を経て、後日常務理事会に諮ります。本日は、進め方について審議をお願いいたします。</p> <p>理由①：今までの国との協議のなかで優先的に改善すべき事項が把握された。</p> <p>理由②：「情報の安全管理の徹底」と「閲覧制度の透明性の確保」の達成には、本会管理システム（閲覧システムとは別）の構築及び全士協会のコンピュータ化など、協会のインフラ整備が前提となること。</p>		

## 第一次改善案

### A. 作業スケジュール

地域会などとの十分な議論を踏まえつつ、11月中に理事会の決定を得、24年4月から順次開発等に着手する。

### B. 改善案の内容

#### 1. 情報安全管理の徹底

新スキーム情報閲覧事例（3・4・5次）の利用履歴、ログ管理情報の全国一括管理。

- ① 新スキーム情報閲覧事例の管理責任は、本会が負う。
- ② 本会、新スキーム情報閲覧事例の管理システムを構築・運営する。
- ③ 新スキーム情報閲覧事例の取得は、士協会等閲覧システムに限定する。  
但し、相続税鑑定評価、精通者意見価格及び固定資産税標準宅地評価については、別の取り扱いとすることができる。
- ④ 本会管理システムから発行したログ番号を鑑定評価書に記載することを規程化する。  
ただし、事例作成者が所属する分科会が作成した事例を一般鑑定に利用する際には、上記のログ番号に代わる代替手段を講じることができる。
- ⑤ 閲覧者は取得した新スキーム情報閲覧事例を、その採用、不採用にかかわらず、案件ごとに閲覧した事例のログ番号を記録、及び保管する。
- ⑥ 閲覧システムの運用は本会から各士協会に委託する。ただし、条件を満たさない士協会については本会が直接閲覧システムを運用する。
- ⑦ 士協会等閲覧システムは、実施基準を満たすコンピュータによる保管・管理システムとする。
- ⑧ 利用履歴の情報として、閲覧者、閲覧日、閲覧したデータ、評価書の発行番号等、利用目的を管理する。

#### 2. 透明性の確保

- ① 士協会は、本会が定めた閲覧料算定基準に従って閲覧料を合理的に定める。  
本会が定める閲覧料算定基準は、
  - ・新スキーム情報の収集・作成に要する諸費用
  - ・新スキーム関連システム、本会管理システム、士協会閲覧システムの開発・運営に要する諸費用。諸費用としては本会及び士協会における、システムの償却費・改修費・運用費、事務所費、事務局人件費。

から構成され、事例作成活動の地理的な広狭の差・交通手段、作成られた事例の利用頻度、士協会閲覧システムの機能など各士協会の地域性を配慮できる算定基準とする。

- ② 士協会は、客観的な作成費用及び作成時間を把握するための措置を講ずる。

#### 4. 三次データを含む新スキーム情報の十全の活用

- ①士協会等閲覧システムに、原則として全ての新スキーム情報閲覧事例を搭載しなければならない。  
②ただし、現在コンピュータ化していない士協会については、一定の猶予期間を設ける。

#### 5. 第三者委員会の設置

(上記の改善案が軌道に乗ったと判断した時点で設置を検討する)

- ① 閲覧制度（閲覧料算定基準と各士協会の運用、新スキーム情報閲覧の履行状況など）の現状把握と改善方針について審議  
② 安全管理措置（閲覧記録の採録・管理状況、この規程外の新スキーム情報利用の把握など）の現状把握と改善方針について審議  
③ 学識経験者、本会情報安全活用委員会委員、本会地価調査委員会委員によって組織する。

### C. 担当チーム

#### 1. 規程検討チーム

改善案に応じた規程の改定案を作成する。

この際に次の点に留意

- ・自分科会内事例の扱い、閲覧料
- ・固定・国税鑑定評価での事例取得、閲覧料
- ・自士協会会員と他士協会会員の閲覧料格差の根拠  
この際に、1県1分科会、1県2～3分科会、1都道府県多数分科会で異なるか？
- ・複数鑑定業者又は複数鑑定士が係る鑑定評価等業務における事例の扱い、閲覧料

#### 2. システム開発チーム

改善案の本会管理システムに加えて、非コンピュータ化士協会用閲覧システムの開発支援を担当する。

- ・本会管理システムの改善の具体的な構想と予算措置
- ・士協会閲覧システムの改善の具体的な構想と予算措置

### 3. 地域会・士協会との折衝チーム

- ・非コンピュータ化士協会へのコンピュータ化の説得
- ・非公開士協会への説得